

保育料の算出例

保育料は世帯の前年の所得税額(B,C階層は前年度の住民税額)により算出しますが、所得税額控除(住宅借入金等特別控除等)を受けている方については、その控除前の税額により算出します。

注) 税制改正があり税率等に変更がある場合は、下記の算出例はあてはまらないことがあります。

源泉徴収票から保育料を算出する場合

例)「保育太郎」さんの子供2人が保育園に入園した場合。扶養家族は妻(園子)、子供2人は長男(一郎)3才、次男(二郎)0才であり、最近住宅を購入している。

参考															平成21年分 給与所得の源泉徴収票																								
支払を受ける者		住所又は居所 東大和市				氏名		(受給者番号) 1234567							(フリガナ) ホイク タロウ																								
								保育 太郎																															
種別		支払金額				給与所得控除後の金額				所得控除額の合計額				源泉徴収税額																									
給与賞与		5,312,654 円				3,709,600 円				2,562,329 円				0 円																									
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		扶養親族の数(配偶者を除く)				障害者の数(本人を除く)		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額																							
		老人		特定		老人		特別		内		円		円		円																							
有無		従有		従無		人		人		942,329		50,000		50,000		57,300																							
*						2																																	
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 200,000 円															国民年金保険料等の金額 円																								
妻: 園子 長男: 一郎 次男: 二郎															配偶者の合計所得 円				個人年金保険料の金額 円				旧長期損害保険料の金額 円																
未成年者		本人が障害者		寡婦		寡夫		勤労学生		死亡退職		災害者		外国人		中途就・退職				受給者生年月日																			
乙欄		特別		一般		特別										就職		退職		年		月		日		明		大		昭		平		年		月		日	
支払者		住所(居所)又は所在地				東大和市中中央3丁目930番地				氏名又は称				東大和市役所				電話 042-563-2111																					

源泉徴収票が提出された場合は、源泉徴収税額を「東大和市徴収基準額表」にあてはめて保育料(月額)が決まります。上の例では所得税額控除の住宅借入金等特別控除を受けているので、源泉徴収税額が0円となっています。しかし、保育料の算出においては、住宅借入金等特別控除等の税額控除は控除対象となっていないので、住宅借入金等特別控除前の税額を以下の式で算出します。

$$(3,709,600 \text{円} - 2,562,329 \text{円}) = 1,147,000 \text{円} -$$

(給与所得控除後の金額) (所得控除額の合計額) (課税給与所得金額) 1,000円未満切り捨て

$$1,147,000 () \times 5\% = 57,300 \text{円} -$$

(課税給与所得金額) (所得税率) (源泉徴収税額) 100円未満切り捨て

の値により以下のとおり異なります。

195万円以下	5%
195万円超 330万円以下	10% - 97,500円
330万円超 695万円以下	20% - 427,500円
695万円超 900万円以下	23% - 636,000円
900万円超 1,800万円以下	33% - 1,536,000円
1,800万円超	40% - 2,796,000円

の金額が「東大和市保育料徴収基準額表」のD3階層にあたるため保育料(月額)は、
 一郎3歳: 基準額 13,140円
 二郎0歳: 基準額 19,740円の半額 9,870円 } **合計 23,010円**となります。

保育料の算出例

確定申告書Aから保育料を算出する場合

例)「保育次郎」さんの子供2人が保育園に入園した場合。扶養家族は妻(園子)、子供2人は長女(花子)3才、次女(咲子)0才であり、最近住宅を購入している。

確定申告書には「確定申告書A」と「確定申告書B」の2種類があり、下記の例は「確定申告書A」のもので、この算出例は平成20年分の確定申告書用紙を参考に作成していますので、様式の変更があった場合には、この例があてはまらないことがあります。

立川 税務署長		参 考	
22年 2月16日		平成 2 1 年分の所得税の確定申告書A	
住所 (又は居所)	〒 207 - 8585	フリガナ	ホイク シロウ
	東大和市中心3丁目930番地	氏名	保育 次郎
		性別	男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>
平成22年 1月1日 の住所	同上	世帯主の氏名	世帯主との続柄
		保育 次郎	本人
		生年月日	3 39 . 11 . 16
		電話番号	042-563-2111
			自宅・勤務先・携帯

収入金額等	給 与	4 3 1 2 6 5 4
	雑	
	公的年金等	
	その他	
	配 当	
所得金額	給 与	2 9 0 9 6 0 0
	雑	
	配 当	
	一 時	
	合 計 (+ + +)	

税 金 の 計 算	課税される所得金額 (5 -20)	21	3 9 4 0 0 0
	上の21に対する税額	22	1 9 7 0 0
	配 当 控 除	23	
	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	24	1 7 1 0 0 0
	政党等寄付金特別控除	25	
	住宅耐震改修特別控除	26	
	電子証明書等特別控除	27	
	差引所得税額 (22 -23 -24 -25 -26 -27)	28	0
	災害減免額 外国税額控除	29	
	源泉徴収税額	30	

(以下 略)

確定申告書が提出された場合は22(確定申告書Bの場合は27)の額を「東大和市徴収基準額表」にあてはめて保育料(月額)が決まります。

保育料の算出においては、住宅借入金等特別控除等の税額控除は控除対象となりません。

この金額が「東大和市保育料徴収基準額表」のD2階層にあたるため保育料(月額)は、

花子3歳：基準額 10,020円

咲子0歳：基準額12,080円の半額 6,040円

合計 16,060円となります。